



国土交通省 Hokuriku-shin'etsu District Transport Bureau

北陸信越運輸局

Press Release

令和7年8月29日

石川運輸支局七尾庁舎

9月 は 船 員 労 働 安 全 衛 生 月 間 で す ！ ～ “耳で確認 目で確認 指差し呼称で更なる安全” ～

北陸信越運輸局は、海上における船員の労働災害の防止を図るため、毎年9月を「船員労働安全衛生月間」として、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動を推進しています。今年度は、“耳で確認 目で確認 指差し呼称で更なる安全” をスローガンに、活動を実施します。

○令和7年度（第69回）船員労働安全衛生月間の概要

船員労働安全衛生月間は、昭和32年度から実施され、今年で69回目を迎えます。

船員の死傷災害・疾病は、発生件数・発生率ともに減少していましたが、近年はその減少が鈍化傾向にあり、船員の死傷災害は陸上の労働災害として依然として高くなっております。

本月間は、下記の活動をつうじて、船舶所有者と船員が力を合わせ、海上における労働環境の改善、安全衛生に対する意識の高揚、死傷災害や疾病の発生の防止を目指し、各種取組を行うものです。

○活動期間

令和7年9月1日（月）～9月30日（火）

○活動内容（別紙参照）

月間中の行事は、別紙のとおり広報活動や安全衛生に関する訪船指導などを実施します。

※詳細につきましては、国土交通省ホームページをご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000045.html)

（問い合わせ先）

北陸信越運輸局 石川運輸支局

（七尾庁舎）海事部門

TEL：0767-53-1120（五井）

行 事 一 覧 表

石川運輸支局

実 施 事 項		概 要
広 報 活 動	HP 掲載等による広報	月間活動の趣旨及び月間中に実施する行事等について、ホームページに掲載する等の広報を行う。
	ポスター・標語ビラの配布及び掲示	ポスター及び標語ビラを船舶所有者及び船舶に配布し、ポスターについては官公署、漁協、その他関係団体等の目につきやすい場所に掲示する。
	垂幕、横幕、立看板等の掲揚、掲示	月間の名称、期間等を入れた垂幕、横断幕、立看板等を官公署、海事関係者の事務所等に掲揚、掲示する。
	緑十字旗の掲揚等	各船舶及び事業所に緑十字旗を掲揚する。
安全衛生指導	安全衛生状況自己診断票による点検	管内の船舶に安全衛生状況自己診断票を配布するとともに、安全衛生に関する指導を行う。
	安全衛生に関する訪船指導	入港船を訪船し、安全衛生に関する指導を行う。安全については、海中転落の防止、漁ろう作業の際の作業用救命衣着用と航海当直の徹底を指導する。衛生については、パワーハラスメント防止とメンタルヘルスの確保、生活習慣病及びメタボリックシンドローム予防のため、食生活の改善や適度な運動を指導する。
	船舶飲用水の管理状況の点検	訪船指導時に船舶の飲用水について管理状況の点検を行う。